

(第49号議案)

中野区墓地等の経営の許可等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条・第2条 (略) (墓地等の経営主体) 第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) (略) (2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項の法人(以下「宗教法人」という。)で、区内において、規則で定める期間継続して <u>同法第52条第2項又は第53条の規定により登記された事務所</u> を開設しているもの (3) (略) 2 (略) 第4条～第23条 (略) 附則 (略) 附則 <u>この条例は、令和4年9月1日から施行する。</u>	第1条・第2条 (略) (墓地等の経営主体) 第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) (略) (2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項の法人(以下「宗教法人」という。)で、区内において、規則で定める期間継続して <u>同法第5条第1項の主たる事務所又は同法第59条第1項の従たる事務所</u> を開設しているもの (3) (略) 2 (略) 第4条～第23条 (略) 附則 (略)

宗教法人法の改正について

会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)により、令和4年9月1日以降、会社の支店の所在地における法務局への登記が廃止される。これに関連して、会社法の一部を改正する法律の整備等に関する法律(令和元年法律第71号)により、宗教法人法の一部も改正され、従たる事務所の所在地における登記が廃止されることとなった。

